

協議第 2 4 号

一部事務組合等の取扱いについて

一部事務組合等の取扱いに係る調整方針を、次のとおりとすることについて協議を求める。

- 1 両市が事務の共同処理を実施しているものについて、合併後の市の事務事業実施体制に合わせ、必要と判断されるものを継続する。
- 2 第三セクター及び公社については、合併後の市における事務事業に合わせて対応する。

平成 2 9 年 4 月 2 5 日提出

小田原市・南足柄市「中心市のあり方」に関する
任意協議会 会長 加藤 憲一

【調整理由】

- ・事務を共同で処理している他団体との関係等に一定の配慮をしつつ、合併後の市の事務事業実施体制を基に、必要となる連携を継続することが適当であるため。
- ・第三セクター及び公社については、合併後の市で想定している事務事業推進体制との整合性を考慮し、継続等について判断を行うため。

(協議第24号 一部事務組合等の取扱いについて)別紙

事務の委託

概要	証明書発行サービス事務
	住民票の写し等の証明書の発行サービス事務を周辺自治体と相互に委託
関係団体	小田原市・南足柄市・大井町・松田町・箱根町
調整案	・南足柄市が小田原市、大井町、松田町、箱根町に委託している証明発行サービス事務は、合併の前日をもって廃止する。 ・小田原市、大井町、松田町及び箱根町が南足柄市に委託している証明発行サービス事務は、合併の期日の前日をもって廃止する。
課題等	サービス実施場所（窓口）については、別途調整を要する。

概要	公平委員会事務
	地方公務員法により設置が義務付けられている公平委員会事務を県人事委員会に委託
関係団体	神奈川県・南足柄市
調整案	南足柄市が神奈川県に委託している公平委員会事務は、合併の前日をもって廃止し、その事務は合併後の市が引き継ぐ。
課題等	特になし。

概要	消防事務
	南足柄市及び足柄上郡5町から消防団事務及び消防水利事務を除くすべての消防事務について、小田原市が受託
関係団体	小田原市・南足柄市・中井町・大井町・松田町・山北町・開成町
調整案	南足柄市が小田原市に委託している消防事務は、合併の前日をもって廃止し、その事務は合併後の市が引き継ぐ。
課題等	構成市町の変動により、規約や協定書等の各種取り決めに影響が出る。

概要	公共下水道使用料徴収事務
	県営水道使用者の下水道使用料の徴収については神奈川県企業庁に委託
関係団体	神奈川県・小田原市
調整案	合併後も神奈川県企業庁への事務委託を継続する。
課題等	特になし。

広域連合

概要	神奈川県後期高齢者医療広域連合
	75歳以上の者と一定の障害があると認定を受けた65歳から74歳までの者を対象とした医療保険制度の運営
関係団体	県内全市町村
調整案	現行どおり（合併の前日に南足柄市は脱退）
課題等	特になし。

一部事務組合

概要	小田原市外二ヶ市町組合
	共有林野の管理処分に関する事務を共同処理
関係団体	小田原市・南足柄市・大井町
調整案	合併の前日をもって南足柄市は脱退し、合併後の市として関係団体と共同処理を継続する。
課題等	組合名称の調整が必要となる可能性がある。

概要	箱根町外二ヶ市組合
	共有林野の管理処分に関する事務を共同処理
関係団体	小田原市・南足柄市・箱根町
調整案	合併の前日をもって南足柄市は脱退し、合併後の市として関係団体と共同処理を継続する。
課題等	組合名称の調整が必要となる可能性がある。

概要	南足柄市外五ヶ市町組合
	共有林野の管理処分に関する事務を共同処理
関係団体	小田原市・南足柄市・大井町・松田町・山北町・開成町
調整案	合併の前日をもって南足柄市は脱退し、合併後の市として関係団体と共同処理を継続する。
課題等	組合名称の調整が必要となる可能性がある。

概要	南足柄市外二ヶ市町組合
	共有林野の管理処分に関する事務を共同処理
関係団体	小田原市・南足柄市・大井町
調整案	合併の前日をもって南足柄市は脱退し、合併後の市として関係団体と共同処理を継続する。
課題等	組合名称の調整が必要となる可能性がある。

概要	南足柄市外二ヶ町組合
	共有林野の管理処分に関する事務を共同処理
関係団体	南足柄市・山北町・開成町
調整案	合併の前日をもって南足柄市は脱退し、合併後の市として関係団体と共同処理を継続するための調整を行う。
課題等	組合名称の調整が必要となる可能性がある。

概要	南足柄市山北町開成町一部事務組合
	共有林野の管理処分に関する事務を共同処理
関係団体	南足柄市・山北町・開成町
調整案	合併の前日をもって南足柄市は脱退し、合併後の市として関係団体と共同処理を継続するための調整を行う。
課題等	組合名称の調整が必要となる可能性がある。

概要	南足柄市外四ヶ市町組合
	共有林野の管理処分に関する事務を共同処理
関係団体	小田原市・南足柄市・大井町・開成町・箱根町
調整案	合併の前日をもって南足柄市は脱退し、合併後の市として関係団体と共同処理を継続する。
課題等	組合名称の調整が必要となる可能性がある。

第3セクター

概要	株式会社小田原水道サービスセンター 水道施設の維持管理体制の強化を図る目的で、小田原市と小田原市管工事協同組合との共同出資により設立。 自主事業として、お客様からの依頼による宅地内給水装置の修繕業務を行うとともに、業務受託事業として、漏水修繕待機業務、停水メーター開栓業務、水道メーター取替業務、及び道路漏水修理業務等を行っている。
関係団体	小田原市
調整案	株式会社小田原水道サービスセンターは、合併後の市においても引き続き存続させる。
課題等	市域拡大に係る業務量等に対応できる体制づくりが必要となる可能性がある。

公社

概要	小田原市土地開発公社 土地開発公社は、理事長（副市長）を筆頭とした理事会の議決を経て運営（事務局は、管財課職員5名が兼務）され、公共用地の先行取得、公社保有土地の管理、処分等を実施している。
関係団体	小田原市
調整案	小田原市土地開発公社は、合併後の市においても引き続き存続させる。
課題等	利子等補給金、人件費などの経常的な支出が発生する。 参考：南足柄市土地開発公社は平成25年10月2日に解散